

目 次

ページ

議案甲第14号	専決処分の承認について（多久市税条例の一部を改正する条例）……………	1
議案甲第15号	専決処分の承認について（多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）……………	17
議案甲第16号	多久市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例……………	20
議案甲第17号	多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	22
議案甲第18号	多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	24
議案甲第19号	多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例……………	26
議案甲第20号	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について…	30
議案乙第18号	専決処分の承認について（令和5年度多久市一般会計補正予算（第12号））……………	32
議案乙第19号	令和6年度多久市一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案乙第20号	令和6年度多久市一般会計補正予算（第2号）……………	別冊

報告第 1 号	令和 5 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について……………	3 4
報告第 2 号	令和 5 年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の 報告について……………	3 7
報告第 3 号	令和 5 年度多久市土地開発公社事業報告及び決算に ついて……………	3 9
報告第 4 号	令和 6 年度多久市土地開発公社事業計画及び予算に ついて……………	4 0
報告第 5 号	令和 5 年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び 決算について……………	4 1
報告第 6 号	令和 6 年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び 予算について……………	4 2
報告第 7 号	令和 5 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業報告及び決算について……………	4 3
報告第 8 号	令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」 事業計画及び予算について……………	4 4

議案甲第14号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方税法等の一部改正に伴い、多久市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって、」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に改める。

附則第5条の次に次の1条を加える。

（令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第5条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規

定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第6条中「附則第4条の4第3項」を「附則第4条の5第3項」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及

び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例）

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人

の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る

特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）
第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）をいう。

る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。)並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特

別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の

合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当す

る金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用があ

る場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第14項を削り、同条第13項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第10条の2第15項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第16項中「附則第15条第43項」を「附則第15条

第42項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」

を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和 4 年度分の固定資産税にあつては、100 分の 2.5）」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「令和 4 年度分及び令和 5 年度分」を「令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度分」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 12 条の 2 の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「（令和 3 年法律第 7 号）附則第 14 条」を「（令和 6 年法律第 4 号）附則第 21 条」に、「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改める。

附則第 13 条の見出し中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和 3 年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第 15 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同条第 2 項中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 16 条の 4 第 3 項に次の 1 号を加える。

- (5) 附則第 7 条の 5 及び附則第 7 条の 8 の規定の適用については、附則第 7 条の 5 第 1 項及び附則第 7 条の 8 中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第 17 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

(5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多久市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案甲第15号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

（提案理由）

地方税法施行令の一部改正に伴い、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

別紙

多久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

多久市国民健康保険税条例（昭和29年多久市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第21条中「22万円」を「24万円」に改め、同条第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同条第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の多久市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案甲第16号

多久市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(多久市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 多久市職員の旅費に関する条例(昭和63年多久市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1金額の欄中「10,900円」を「13,100円」に改める。

(多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正)

第2条 多久市議会議員の議員報酬及び費用弁償等支給条例(昭和33年多久市条例第12号)の一部を次のように改める。

別表宿泊料の欄中「13,100円」を「14,800円」に改める。

(多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 多久市各種委員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和33年多久市条例第13号)の一部を次のように改める。

別表第1宿泊料の欄中「13,100円」を「14,800円」に改める。

別表第2宿泊料の欄中「10,900円」を「13,100円」に改める。

(市長及び副市長の諸給与条例の一部改正)

第4条 市長及び副市長の諸給与条例(昭和29年多久市条例第51号)の一部を次のように改める。

別表宿泊料の欄中「13,100円」を「14,800円」に改める。

(多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第5条 多久市教育長の諸給与及び勤務条件に関する条例(昭和29年多久市条例第52号)の一部を次のように改める。

別表宿泊料の欄中「13,100円」を「14,800円」に改める。

(多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第6条 多久市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年多久市条例第14号)の一部を次のように改める。

別表宿泊料の欄中「13,100円」を「14,800円」に、「10,900円」を「13,100円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

職員等の旅費における宿泊料について改定を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 17 号

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年多久市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条中「掲示しなければならない」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の多久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第 23 条の規定の適用については、同条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならないほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

施設等の運営に関する基準の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第18号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年多久市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第31条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第44条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

第47条第2項第3号中「おおむね20人につき1人」を「おおむね15人につき1人」に改め、同項第4号中「おおむね30人につき1人」を「おおむね25人につき1人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 19 号

多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例の一部を改正する条例

多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例（平成 17 年多久市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（奨励措置の特例）

2 当分の間、第 5 次多久市総合計画に記載している長崎自動車道多久インターチェンジの利便性や県央かつ九州北西部の中央という立地条件を生かして、市内に新設又は増設を目的に市と立地に係る協定の締結を行い、当該締結日から 2 年（2 年以内に操業を開始できない合理的な理由がある場合は、市長が別に定める期間）以内に操業を開始した者で、対象施設（佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則（平成 17 年佐賀県規則第 15 号）第 4 条に規定する対象施設をいう。以下同じ。）における操業が 10 年以上継続することが見込まれ、かつ、次の表の左欄に掲げる対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当する場合は、この条例の規定にかかわらず、特例対象者とみなす。この場合において、当該特例対象者が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者であるときは、同条第 4 項に規定する地域経済牽引事業計画の承認を受けていなければならない。

対象事業	要件
製造業	1 新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合（市内に

	<p>既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。)は、対象施設に係る投資額(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第2条第6号に規定する投資額をいう。以下「投資額」という。)が2億円以上であり、かつ、新規地元雇用者(佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第6条に規定する新規地元雇用者をいう。以下「新規地元雇用者」という。)が5人以上であること。</p> <p>2 上記以外の場合(市内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに対象施設を設置する場合に限る。)は、対象施設に係る投資額が5億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</p>
<p>道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</p>	<p>1 新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合(市内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに土地を取得し、又は賃借して対象施設を設置する場合に限る。)は、対象施設に係る投資額</p>

	<p>が10億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</p> <p>2 上記以外の場合（市内に既に対象施設を有する者にあつては、当該対象施設を事業の用に供したまま、新たに対象施設を設置する場合に限る。）は、対象施設に係る投資額が20億円以上であり、かつ、新規地元雇用者が5人以上であること。</p>
<p>ビジネス支援サービス業（インターネット付随サービス業、デジタルコンテンツ業（デジタル技術を活用して、コンテンツ（コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項に規定するコンテンツ）を制作する事業）、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、バックオフィス（企業の総務、人事、経理その他の管理業務、書類の收受及び発送、データ入力その他の事務業務又は電話、インターネット等を通じた相談、案内、調査、受発注等のサービスに関する業務を集約的に行うものをいう。以下この項において同じ。）を運営する事業、機械設計業、商品検査業、非破壊検査業及び研究開発支援検査分析業（製造業者、研</p>	<p>新規地元雇用者が3人以上（バックオフィスを運営する事業にあつては、10人以上）であること。</p>

究機関等が研究開発を行う際に必要とする支援業務（各種検査・分析、試料等の試作を受託に基づき提供する業務）を営む事業）	
--	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行日前に事業所等を新設又は増設した者に係る多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例による奨励措置については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則の見直しに伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案甲第 20 号

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて協議したいので、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約を変更する必要があるので、この案を提出する。

別紙

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月23日佐賀県指令18市町村第010012号）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

議案乙第 18 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度多久市一般会計補正予算（第 12 号）について、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、市議会の承認を求める。

令和 6 年 6 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

（提案理由）

令和 5 年度多久市一般会計補正予算（第 12 号）を専決処分したので、承認を求める必要がある。

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度多久市一般会計補正予算（第12号）について、別冊のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

多久市長 横 尾 俊 彦

報告第 1 号

令和 5 年度多久市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度多久市一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので、同条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦

令和5年度 多久市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源		
						国支出金	県支出金	未収入特定財源			その他	
								地方債	その他			
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
2 総務費	1 総務管理費	市長車購入	6,007,000	5,106,000							5,106,000	
		定住促進事業	22,020,000	3,150,000							3,150,000	
		市制施行70周年記念イベント事業 ウォーク	1,300,000	1,266,000						1,266,000	0	
		物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金事業	35,352,000	18,273,000							0	
		多久市プロレスミアム 商品券発行事業	299,442,000	289,644,000	31,690,000						0	
		街路灯LED化支援事業	3,060,000	3,060,000							0	
		低所得者支援及び 定額減税補給付金事業	90,718,000	35,363,000							0	
		個人住民税システム改修委託料 (定額減税対応)	1,848,000	1,848,000							1,848,000	
		戸籍住民台帳費	11,513,000	11,513,000							1,000	
		3 基本台帳費										
4 衛生費	1 保健衛生費	多久小域医療組合負担金	9,300,000	8,300,000						8,300,000	0	
		農業用施設整備事業に要する経費	100,300,000	100,300,000					98,300,000		2,000,000	
6 農林業費	1 農業費	緊急浚渫推進事業 (農業用ため池)	10,200,000	6,745,000							5,700,000	1,045,000
		地域農業水利用施設 ストックマネジメント事業	10,000,000	10,000,000						6,650,000		3,350,000
		森林経営管理事業に要する経費	8,589,000	8,589,000							8,589,000	0
		森林環境保全整備事業	19,964,000	3,686,000						1,843,000		1,843,000
		ふるさと森づくり事業	8,524,000	7,205,000					6,995,000		210,000	

報告第2号

令和5年度多久市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定に基づき、令和5年度多久市下水道事業会計予算の一部を繰り越したので、同条第3項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

令和5年度 多久市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額	説明
						国支出金	企業債	損益勘定留保資金等			
1	資本的支出	2 建設改良費	357,080,000	165,771,000	191,238,000	76,763,000	111,900,000	2,575,000	71,000		
	計		357,080,000	165,771,000	191,238,000	76,763,000	111,900,000	2,575,000	71,000		※下記へ記載

※説明
う回路や交通規制に関する地元調整に時間を要したため

報告第3号

令和5年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度多久市土地開発公社事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

報告第4号

令和6年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度多久市土地開発公社事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

報告第5号

令和5年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度公益財団法人「孔子の里」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

報告第6号

令和6年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和6年度公益財団法人「孔子の里」事業計画及び予算について別冊のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

報告第7号

令和5年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び
決算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、令和5年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業報告及び決算について別冊のとおり報告する。

令和6年6月3日

多久市長 横尾 俊彦

報告第 8 号

令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び
予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づ
き、令和 6 年度一般財団法人「多久市学校給食振興会」事業計画及び予算につ
いて別冊のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 3 日

多久市長 横 尾 俊 彦